

第1回 九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会 次第

平成24年7月17日

九段小学校・幼稚園 3階図書室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 役員選任
- 4 協議会での検討事項について
- 5 施設整備における前提条件の整理について
 - 5-1. 九段小学校の沿革
 - 5-2. 復興小学校について
 - 5-3. 基礎調査の概要
 - 5-4. 建物の課題
 - 5-5. 建物保存の手法について
- 6 意見交換
- 7 次回日程等

資料リスト

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 資料-1 | 九段小学校幼稚園施設整備検討協議会委員 名簿 |
| 資料-2 | 九段小学校幼稚園施設整備検討協議会 設置要綱 |
| 資料-3 | 平成24年度 九段小学校幼稚園施設整備検討協議会スケジュール(案) |
| 資料-4 | 九段小学校の沿革 |
| 資料-5 | 復興小学校について |
| 資料-6 | 基礎調査の概要 |
| 資料-7 | 建物の課題 |
| 資料-8 | 建物保存の手法について |

| 九段小学校幼稚園施設整備検討協議会委員 | | | |
|---------------------|----------------------------------|------------|--------|
| 1 | 九段小学校及び同幼稚園PTA関係者 | 小学校PTA会長 | 久保寺 健郎 |
| 2 | | 小学校PTA副会長 | 國岡 説子 |
| 3 | | 幼稚園さつき会会長 | 加藤 起久子 |
| 4 | | 幼稚園さつき会副会長 | 南 豊美 |
| 5 | 九段小学校及び同幼稚園同窓会関係者 | 同窓会会長 | 木田 昌宏 |
| 6 | 九段小学校及び同幼稚園評議員 | 学校運営連絡会委員 | 杉本 昭子 |
| 7 | | 幼稚園運営連絡会委員 | 渋谷 許晴 |
| 8 | 麴町出張所地区連合町会 富士見地区町会連合会 関係者 | 三番町町会会長 | 田中 康博 |
| 9 | | 九段二丁目町会会長 | 小林 國利 |
| 10 | | 九段三丁目町会会長 | 細内 進 |
| 11 | | 九段四丁目町会会長 | 池田 新二 |
| 12 | | 四番町町会会長 | 杉田 宗一 |
| 13 | 富士見地区町会連合会婦人部 | 副部長 | 梅村 治代 |
| 14 | 千代田区体育協会関係者 | 副会長 | 鈴木 利雄 |
| 15 | 千代田区スポーツ推進委員関係者 | 会計 | 池田 友規 |
| 16 | 民生・児童委員 | 主任児童委員 | 坂口 純子 |
| 17 | 青少年委員 | 副会長 | 小野寺 健志 |
| 18 | 九段商店街振興組合関係者 | 会長 | 小野里 耕作 |
| 19 | 九段小学校及び同幼稚園教職員 | 校長 | 鈴木 邦夫 |
| 20 | | 副校長 | 湯本 正雄 |
| 21 | | 副園長 | 大関 邦子 |
| 22 | 千代田区教育委員会事務局職員 | 次世代育成担当部長 | 保科 彰吾 |
| | オブザーバー | 麴町出張所長 | 小玉 伸一 |
| | | 富士見出張所長 | 大塚 立志 |

順不同、敬称略

| | | |
|---|---------|-------|
| 事務局 千代田区教育委員会事務局 子ども・教育部 子ども施設課 ダイヤル： 03 (5211) 3648 FAX： 03 (3288) 3420 e-mail： kodomoshisetsu@city.chiyoda.lg.jp | 子ども施設課長 | 辰島 健 |
| | 計画主査 | 小高 勇人 |
| | 施設係 | 河口 優 |
| | | |

九段小学校幼稚園施設整備検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 千代田区立九段小学校及び同幼稚園の施設整備を行うにあたり、地域の関係者の意見等を反映させるため、九段小学校幼稚園施設整備検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、以下に掲げる者をもって組織する。

- | | | |
|------|---------------------------|----|
| (1) | 九段小学校及び同幼稚園教職員 | 3名 |
| (2) | 九段小学校及び同幼稚園PTA関係者 | 4名 |
| (3) | 九段小学校及び同幼稚園同窓会関係者 | 1名 |
| (4) | 九段小学校及び同幼稚園評議員 | 2名 |
| (5) | 麴町出張所地区連合町会・富士見地区町会連合会関係者 | 5名 |
| (6) | 富士見地区町会連合会婦人部 | 1名 |
| (7) | 千代田区体育協会関係者 | 1名 |
| (8) | 千代田区スポーツ推進委員関係者 | 1名 |
| (9) | 民生・児童委員 | 1名 |
| (10) | 青少年委員 | 1名 |
| (11) | 九段商店街振興組合関係者 | 1名 |
| (12) | 千代田区教育委員会事務局職員 | 1名 |

2 協議会委員の任期は、九段小学校及び同幼稚園の施設が完成するまでとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について検討・協議する。

- (1) 九段小学校及び同幼稚園の整備に関すること。
- (2) その他千代田区教育委員会が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、千代田区教育委員会子ども・教育部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から適用する。

平成24年度 九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会スケジュール（案）

| | | | |
|-----|---------------|--|--|
| 第1回 | 平成24年7月17日(火) | | ①役員選任 ②協議会での検討事項について ③施設整備における前提条件の整理について 他 |
| 第2回 | 平成24年9月上旬 | | ①学校施設整備計画基礎調査結果の説明 ②整備内容の検討 |
| 第3回 | 平成24年9月下旬 | | ①整備内容の検討 |
| 第4回 | 平成24年10月下旬 | | ①整備内容の検討 ②方向性の整理 |
| 第5回 | 平成25年2月中旬 | | ①平成24年度の協議内容の取りまとめ |

5-1 九段小学校の沿革

- 明治 36. 3. 3 東京市上六尋常小学校認可を受ける
36. 9. 11 校舎落成、仮授業を開始、学級7、児童数259
36. 11. 28 開校式を挙行、校舎木造二階建887.7m²、附属建物379.6m²
- 大正 12. 9. 1 関東大震災のため校舎は全焼、重要書類は全部無事
15. 12. 5 現在の鉄筋コンクリート建築の新校舎竣工し落成式を挙行
- 昭和 9. 7. 31 名称を東京市東郷尋常小学校と改称
16. 4. 1 東京市東郷国民学校と改称
21. 4. 1 名称を東京都九段国民学校と改める
22. 3. 29 東京都千代田区立九段小学校となる
28. 11. 28 創立五十周年式典を挙行
43. 4. 1 体育館兼講堂の落成式を挙行
- 平成 5. 4. 1 学校設置条例の改正に伴い、東京都千代田区立千代田九段小学校となる
6. 1. 1 学校設置条例の改正に伴い、東京都千代田区立九段小学校となる
7. 6. 3 校章・校歌制定
15. 6. 3 千代田区「景観まちづくり重要物件」に指定
19. 8. 31 校舎壁面塗装改修
21. 2. 23 本校校舎 経済産業省「近代化産業遺産」に認定

5－2 復興小学校について

大正12年に発生した関東大震災により、当時、東京市に存在した小学校196校のうち、117校が倒壊・焼失するなど大きな被害を受けました。

震災後に実施された、「帝都復興」事業の一環として建設された小学校は、復興小学校と総称され、設計は東京市が一括して担当しました。

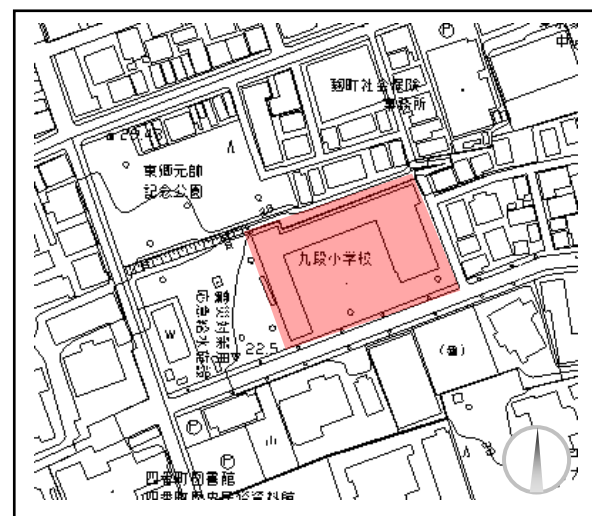
<復興小学校の特徴>

- 不燃化構造とするため鉄筋コンクリート建築を採用した。
- 外観は校舎全体に曲線・曲面が多用され、統一した規格に基づきつつも、各校ごとに個性的な特徴をもった異なるデザインとなっていた。
- 災害時の避難場所として利用できるよう 52校が公園と一体に整備された。

5-3. 基礎調査の概要

(1) 九段小学校・幼稚園の概要

- 所在地 : 千代田区三番町 6
- 敷地面積 : 4,479.33 m²
- 用途地域 : 第一種住居地域
- 防火指定 : 防火地域
- 特別用途地区 : 第一種文教地区
- 地区計画 : 三番町地区地区計画区域
- 容積率 : 400%
- 建ぺい率 : 60%
- 現況施設 : 小学校・幼稚園
- 敷地境界 :



- 東側/区道 (1 項 1 号道路) 幅員約 4m
- 西側/隣地
- 南側/区道 (1 項 1 号道路) 幅員約 11m
- 北側/隣地

- 現況敷地面積 : 4,479.33 m²
- 構造・規模 校舎 : 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階
体育館 : 鉄筋コンクリート造 地上 3 階
- 既存校舎延床面積 : 3,641.52 m²
- 体育館延床面積 : 1,005.49 m²
- 竣工年月 校舎 : 大正 15 年 8 月 築 86 年
体育館 : 昭和 43 年 2 月 築 44 年
- 耐震診断 : 平成 22 年度 耐震補強工事実施済
- コア抜き調査 : 平成 23 年度 基礎調査業務にてコンクリート中性化を調査

(2) 構造強度に関する概要

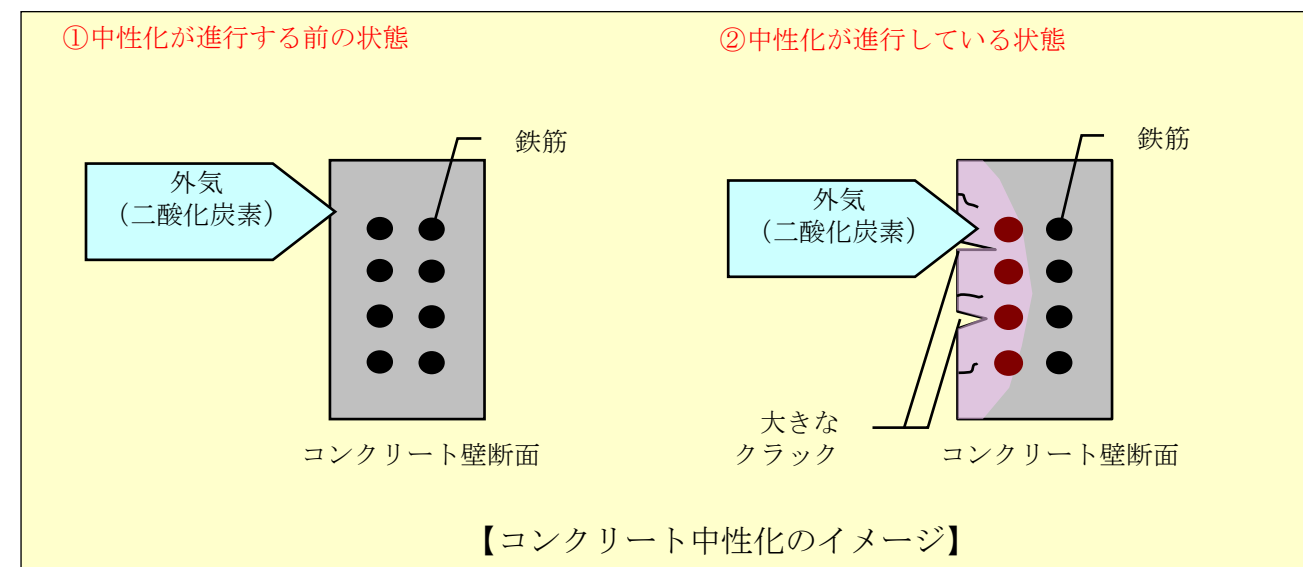
① コア抜き調査の結果

・コンクリート圧縮強度について

コンクリートの強度について、既存の校舎の建物を確認したところ、設計時点 (大正 15 年) の設計値 (F_c=20.6N/mm²) を確保しており、強度的な劣化はみられませんでした。

・コンクリートの中性化について

平成 21 年度の耐震診断時に比べコンクリートの中性化が進んでいたため、補修工事を行う必要があります。コンクリートはもともとアルカリ性ですが、外気の二酸化炭素に触れ、クラック (ひび割れ) からコンクリートの中性化が進行します。コンクリートの中性化の範囲が鉄筋にまでおよぶと鉄筋が錆びてしまい建物の強度を落とす原因となってしまいます。



② 耐震診断について

・平成 21 年度に耐震診断と平成 22 年度に耐震補強が行われています。耐震補強前は、IS 値 (建物の耐震性能の指標) は、0.6 以下の部分があったため耐震補強し 0.6 以上を確保しています。

・IS 値 0.6 の目安は下図に示すように、震度 6 強の地震でも大破する確立が低いと考えられます。

| 被害 | ランク | 軽破 | 小破 | 中破 | 大破 | 倒壊 |
|------|---------------------|------------|----|----|----|----|
| | 状況 | | | | | |
| 地震規模 | 大地震 震度 6 強 以上 | IS 値 = 0.6 | | | | |

③ 避難場所としての安全性について

・小学校のように避難所として位置づけられている建物は、通常は重要度係数が 1.25 倍 (建物の持っている耐力) となるよう設計されています。

ただし、設計当初の大正時代にはこういった考えがなかったため、通常の設計が行われています。

5-4. 建物の課題

①鉄筋コンクリートの耐用年数

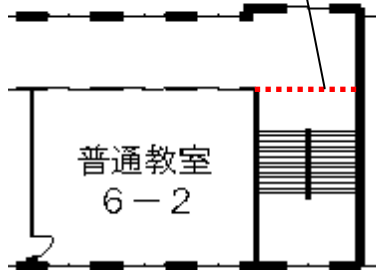

現在使用している最古の鉄筋コンクリート造

横浜 三井物産ビル (4階建) 1911年竣工 (明治44年)

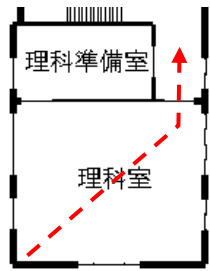
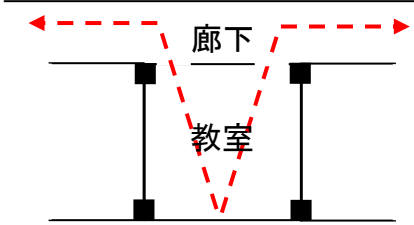
※コンクリートが実用化され、100年程度であるので、どのくらい耐用年数があるのか実証はされていないのが現状である。

②安全面 (建築基準法、消防法)

- ・防火区画について (建築基準法に定められた区画で、火災時に火災が急激に燃え広がることを防ぐためのもの)

| | | |
|------|--|---|
| 防火区画 | 防火区画がなされていない。 シッターや防火扉が必要  | 現行法規に準じて防火区画となっている。 火災時に扉が閉まる  |
|------|--|---|

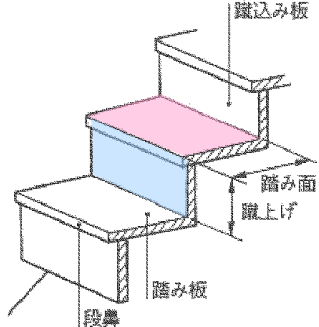

- ・避難経路について (火災時に建物外に避難する経路)

| | | |
|------|--|--|
| 避難経路 | 一部の教室では1方向避難となっている。  | 2方向避難が設けられ、より安全性が高い。  |
|------|--|--|



- ・防火設備について (屋内消火栓、防火戸、誘導灯、非常照明等)

| | | |
|------|--|---|
| 防火設備 | 消火器は設置されているが、屋内消火栓など、防火設備が整備されていない。  | 消火活動のために必要な防火設備が設けられている。  |
|------|--|---|

- ・階段の段差について


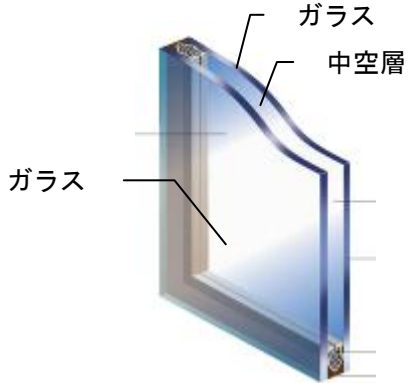

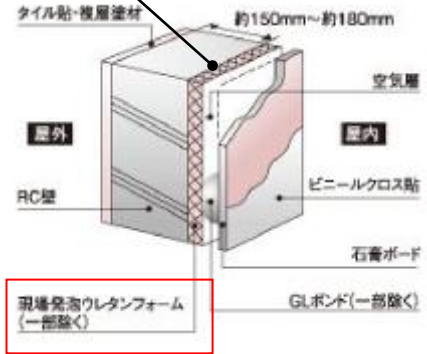
| | | |
|----|--|---|
| 階段 | 蹴上・踏面が現行法規に適合していない。(階段の勾配がきつい)  <ul style="list-style-type: none"> ・九段小学校の階段寸法 蹴上 : 16.5cm 踏面 : 28cm | 小さな子どもたちにも使いやすいように、ゆるやかな階段となっている。  <ul style="list-style-type: none"> ・基準寸法 (小学校) 蹴上 : 16cm 以下 踏面 : 26cm 以上 |
|----|--|---|

- ・バリアフリーについて

| | | |
|--------|--|---|
| バリアフリー | 昇降口と1階の床に段差があり、階段での上り下りになっている。(バリアフリーになっていない)  | 段差のない室内となっている。  |
|--------|--|---|

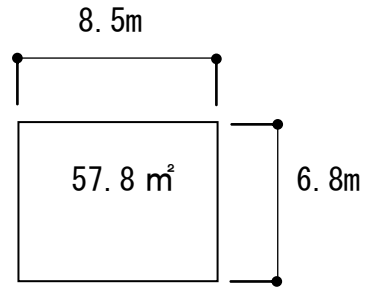
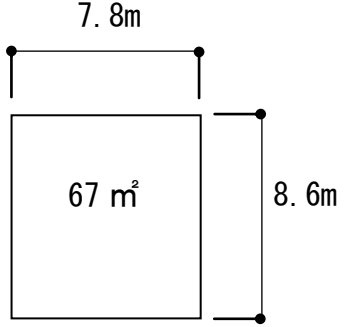
③環境対策（省エネ）

- ・外気に面する部分の断熱について
- ・ガラス、サッシの断熱について

| | | |
|------|---|---|
| 設備環境 | <p>ペアガラスや断熱材が施工されていないため、室内がやや寒い（暑い）。</p> | <p>ペアガラスや断熱材が施工され、快適な室内環境が整備されている。</p> |
| |  <p>【単板ガラスイメージ】</p> |  <p>【ペアガラスイメージ】</p> |
| |  <p>断熱材： ウレタンフォーム等</p>  <p>【断熱施工イメージ】</p> | |

④教育環境（学習環境、施設整備状況）

- ・教室の広さについて

| | | |
|-------|---|--|
| 教室の面積 | <p>収納スペース等が不足し、教室が手狭になっている。</p> | <p>生徒の人数に応じた広さが確保できる。</p> |
| |  <p>【九段小の普通教室】</p> |  <p>【富士見小の普通教室】</p> |

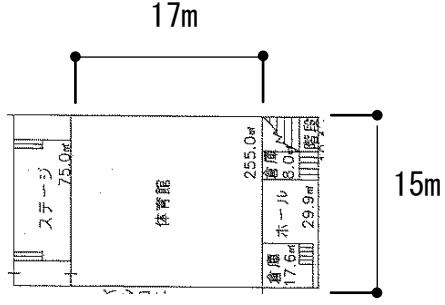
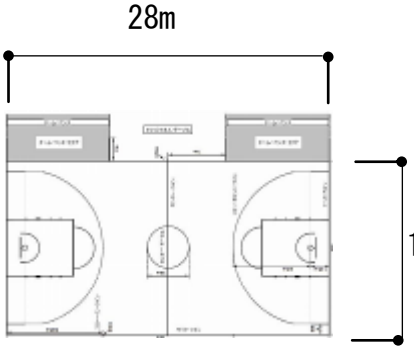
- ・諸室の整備について

| | | |
|--------|--|---------------------------------------|
| 不足する諸室 | <ul style="list-style-type: none"> ・多目的スペースやコンピュータールーム等、不足している教室がある。 ・印刷室などの管理所室が手狭なため、廊下に印刷機が置かれ廊下の動線を阻害している。 | <p>コンピュータールーム、教育相談室、学童クラブ等が整備できる。</p> |
|--------|--|---------------------------------------|

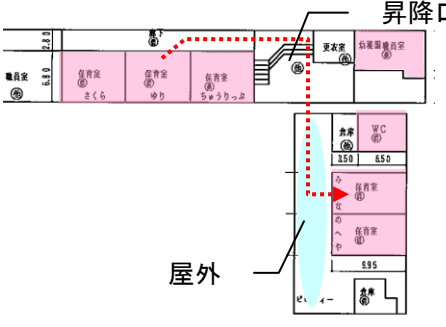
- ・屋内環境について

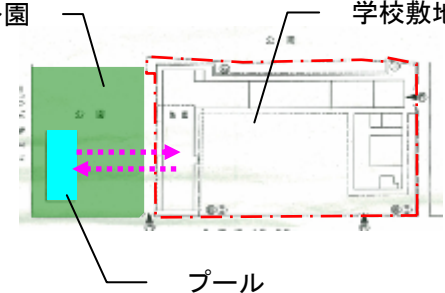
| | | |
|-------|---|---|
| 設備配管等 | <p>廊下の天井に配管がむき出しとなっている。</p> | <p>天井内に隠蔽され、すっきりとした内観となっている。</p> |
| |  |  |

・屋外施設について

| | | |
|------------|--|--|
| <p>体育館</p> | <p>体育館が狭く、公式のバスケットコートが配置できておらず、更衣室も整備されていない。</p>  <p>【九段小学校体育館】</p> | <p>公式のバスケットコートや更衣室などが整備されている。</p>  <p>【公式バスケットコート】</p> |
|------------|--|--|

・幼稚園の利用動線について

| | | |
|-------------------|--|---------------------------------|
| <p>幼稚園の諸室への移動</p> | <p>遊戯室やトイレが屋外からの出入りとなっている。</p>  | <p>すべての諸室は屋内で移動できる動線となっている。</p> |
|-------------------|--|---------------------------------|

| | | |
|------------|--|---------------------|
| <p>プール</p> | <p>敷地外に整備されているため、動線や防犯上望ましくない。</p>  | <p>敷地内に整備されている。</p> |
|------------|--|---------------------|

・幼稚園の諸室配置について

| | | |
|---------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| <p>保育室の配置</p> | <p>昇降口や教室の動線が小学校と区分されていない。</p> | <p>幼稚園エリアと小学校エリアを区分して整備されている。</p> |
|---------------|--------------------------------|-----------------------------------|

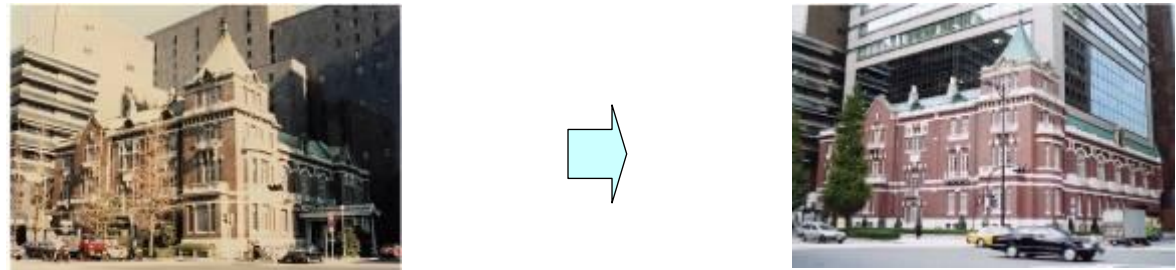
5-5. 建物保存の手法について

建物の保存の手法についてはさまざまなものが考えられますが、保存手法の一例を以下に紹介します。

- | | | |
|----------|-----------|---|
| A 全面的保存型 | ①保存利用 | —— 全てをそのまま保存し、補強して使い続ける。 または用途変更して使い続ける。 |
| | ②モニュメント保存 | —— 利用はしないが、最低限補強しモニュメント的または記念館などとして保存する。 |
| | ③移築 | —— 曳家、もしくは解体して他の場所で再構築を行う。 |
| B 復元的保存型 | ①エレメント保存 | —— 装飾などの要素を他の場所に残す。 |
| | ②インテリア保存 | —— 内装仕上げを他の場所に保存。または新築建物の一部に利用する。 |
| | ③部分保存 | —— 建物の1棟、もしくは門だけなどの一部を保存する。 |
| | ④外壁保存 | —— 外壁仕上げを他の場所に保存。または新築建物の一部に利用する。 |

歴史的建造物として価値を有する建築物の保存・活用事例

事例①東京銀行協会ビル（旧東京銀行集会所）

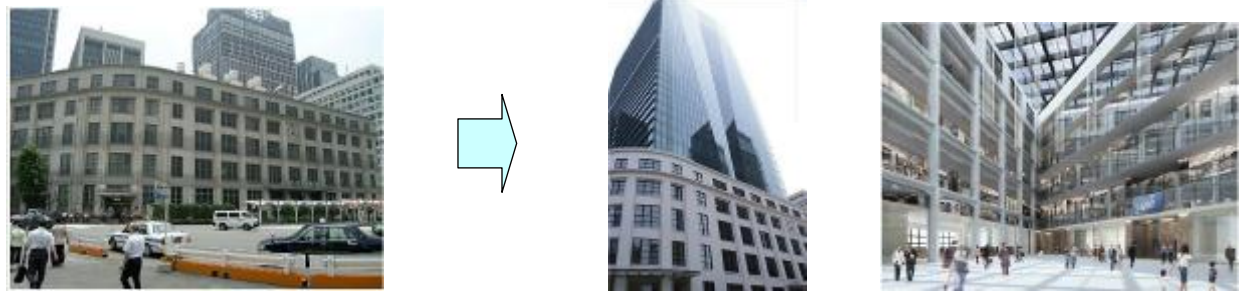


改修前

改修後

1916（大正5）年竣工の煉瓦造2階建ての集会施設の外壁2面を残し、その内側に最新工法のビルを建てていく「ファサード保存」と呼ばれる保存形式で、高層建築に改築されている。

事例②JPタワー（旧東京中央郵便局）



改修前

改修後

低層部パース（イメージ）

東京駅前広場に面する部分を中心に旧東京中央郵便局舎の一部を保存している。

事例③東京駅丸の内駅舎



創建時

改修前

復原後

1945（昭和20）年に空襲により焼失した3階部分を創建当時の仕様、工法を努めて採用し、保存・復原している。